

## 地方独立行政法人明石市立市民病院登録医制度の概要

- 1 本制度に登録することで登録医となります。
- 2 登録期間は1年とし、以後は解約の申し出がない限り自動更新とします。
- 3 当院は登録医の一覧を院内に掲示するとともに、ホームページなどで広報します。
- 4 当院は登録医であることを示す登録医証を作成し、登録医に交付します。
- 5 当院は連携診療のための基礎情報として、医師の体制や専門性、医療技術、医療機器の種類、治療実績などの情報を、定期的に登録医に提供します。
- 6 当院と登録医は、連携診療を行うために必要な範囲において、患者の診療情報を患者またはその代理人の同意のもとで相互に提供して共有するものとします。
- 7 当院は、初診時の紹介の有無にかかわらず、当院での治療を終えて症状が安定した患者については、積極的に登録医と連携することとします。
- 8 紹介患者が入院したときは、当院は紹介した登録医に対して速やかに連絡します。
- 9 登録医と当院医師は、患者の要請等に基づいて共同して診療・指導をします。
- 10 登録医は、事前に主治医の了解の上、検査や手術に立ち会うことができます。
- 11 当院は開放病床を設置し、当院の医師による入院決定が得られる場合、登録医はその患者を必要に応じて当院の開放病床に入院させることができます。
- 12 当院は登録医と共同して、地域連携クリティカルパスの作成と運用に努めるものとします。
- 13 登録医は当院の規則に従って、当院の施設・設備を利用することができます。
- 14 当院は登録医の医学研究や医療従事者の研修などを通じて、地域全体の医療水準の向上を積極的に支援します。
- 15 登録医は、当院の図書室で医学書籍等を閲覧することができます。